

飯盛霊園組合 敷地の有効活用に向けた農作物栽培実証実験事業 仕様書

1. 事業の目的

本事業は、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）の霊園整備に向けた施設や敷地の有効活用を検討し、飯盛霊園（以下「霊園」という。）の整備に向けた施設や敷地の有効活用を検討し、霊園の持続可能性を追求するため新たな実現可能性を検証することを目的とする。

2. 事業名

飯盛霊園組合 敷地の有効活用に向けた農作物栽培実証実験事業

3. 事業期間

協定締結日から令和11年3月30日（金）まで

4. 事業内容

(1) 実証実験事業

組合は、無償にて実証フィールドを提供し、事業者は、圃場の準備・定植、生育管理、施肥や灌水、害獣や害虫対策、収穫を実施します。また、実証実験期間中、毎年度末に実証実験の経過報告、事業化に向けて解決すべき課題の整理・解決方法の抽出を行い、最終年度に事業化に向けたアクションプランを提案すること。

(2) 実証フィールド（別紙1 事業対象位置図 参照）

10区横広場（約744㎡）

(3) 実証フィールドの土地使用料

実証実験期間中の行政財産の目的外使用の使用料は、飯盛霊園組合行政財産使用料条例第5条第3号の規定により免除する。なお、事業開始までに行政財産の目的外使用の許可及び使用料の減免の申請を受け、1年ごとに更新すること。

(4) 実証フィールドへの入場可能時間

原則として、下記の時間に限り実証フィールドへの入場を可能とする。

【通常】7：00～19：00

【彼岸（春分・秋分の日と前後の3日間）】6：00～19：00

【お盆（8月11日～16日）】5：30～20：00

(5) 事業者の負担

本事業の運営に要する費用はすべて事業者の負担とし、組合は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。ただし、水道光熱費（灌水、水やり、電気代等）にあつては、組合と協議の上、事業者への支援を検討する。

(6) その他の条件

以下については、組合と協議の上、事業者への支援を検討する。

- ・霊園が保有する重機等の貸与（表1）については、組合との協議の上、貸出する
- ・駐車場、資材置場等は組合と協議の上、貸出する。

- ・現地の散水栓は利用できるが、水光熱費については組合と協議の上決定する。
- ・土壌調査は、組合にて令和6年度に実施予定。
- ・霊園利用者に支障のない範囲で事業を実施すること。
- ・霊園利用者が多い桜の開花時期、お盆、お彼岸、年末年始等の繁忙期は、特に注意して事業を実施すること。
- ・その他、事業実施に必要な事柄または事業継続が困難になった場合については、組合と協議の上、判断する。

名称	数量
ミニショベル、樹木粉碎機、動力噴霧器、散水用タンク、発電機、電動ドライバー、ジグスグラインダ、高圧洗浄機	各1
ハンドオーガ、植栽管理用灌漑用水設備	各2

表1 組合貸与物品一覧

(7) 経過報告及び最終報告

事業期間の毎年度末に実証実験の事業化に向けて解決すべき課題の整理・解決方法の抽出し、経過報告を行うこと。また、最終年度には事業化に向けたアクションプランを取りまとめて、最終報告書を提出すること。

(8) 事業終了後の実証フィールドの返還条件

事業終了後は、実証フィールドの原状回復を基本とし、詳細の返還条件については、事業終了3箇月前に組合と協議の上、その詳細に基づき返還することとする。

(9) 事業終了

本実証実験事業の成果報告を踏まえ、事業終了年度には本事業者と事業化に向けた協議を行う。なお、事業化が可能又は事業の継続が困難と判断した場合は、5年を経過する前であっても組合と協議の上、事業期間を短縮できることとする。

5. その他

事業の実施について疑義がある場合については、事前に組合と協議すること。

実証フィールド 位置図

10区横広場付近 (約744㎡)



実証フィールド範囲

